

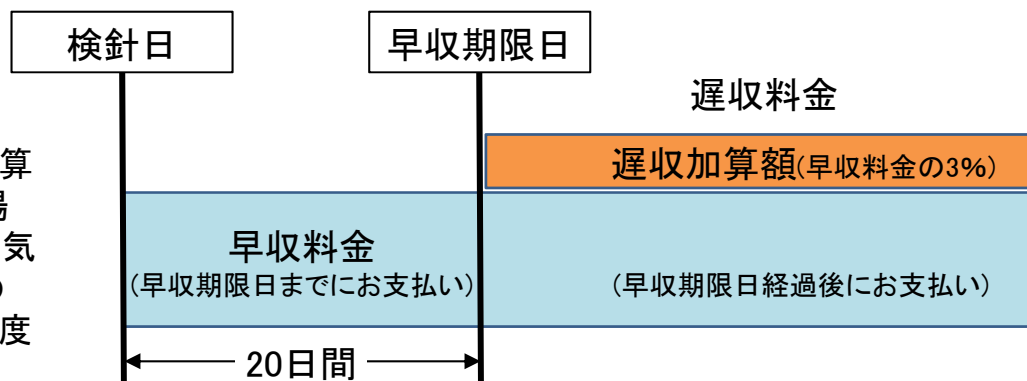
- 選択約款である時間帯別電灯(ドリーム8)の料金についても他の契約メニューと同様に、電力を供給するうえで必要となる費用やお客さまの電気の使われ方などを勘案のうえ、設定している。
- 時間帯別に料金を設定することによる夜間時間帯など電力需要の少ない時間帯への負荷移行を目的に、夜間料金を低く、昼間料金を相対的に高く設定している。
- 夜間料金については、供給時間が8時間の深夜電力Bの電力量料金と同単価に設定している。
- 昼間料金は、供給約款である従量電灯と同様に3段階料金を採用しており、3段階料金格差については、従量電灯Bと同値とした。
(1・2段階格差：0.76、2・3段階格差：1.12)

9-5. 延滞利息制度の導入時期について

- お客さまからのご意見、ご要望を踏まえ、現行の「早收料金」・「遅收料金」の制度を廃止し、「延滞利息」の制度を導入。
- なお、料金計算などの仕組みが大幅に変更となることから、システム改修などに必要な準備期間を踏まえ、平成27年4月分の電気料金から適用を開始。

現行：早收料金・遅收料金

早收期限日(支払義務発生日の翌日から起算して20日目)までに電気料金を支払われる場合には早收料金を、早收期限日経過後に電気料金を支払われる場合には早收料金にその3%を加えた遅收料金をお支払いいただく制度です。

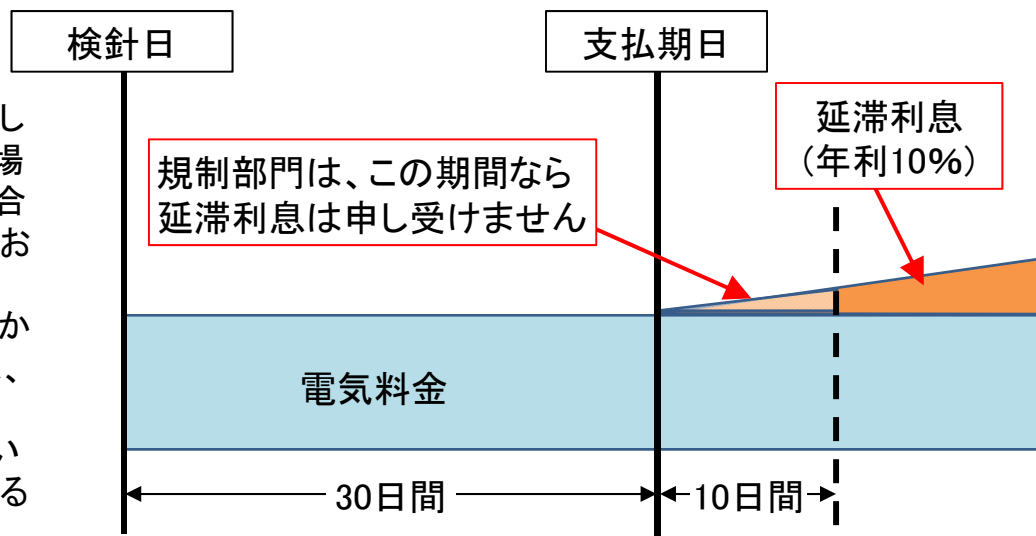


変更後：延滞利息

支払期日(支払義務発生日の翌日から起算して30日目)経過後に電気料金を支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合(1日当たり約0.03%)で算定した延滞利息をお支払いいただく制度です。

※規制部門のお客さまは、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、延滞利息は申し受けません。

※利率は、延滞利息制度をすでに導入している他電力や託送供給約款と同じ水準である年10%としています。



10. お客様への説明

10-1. お客さまへのご説明

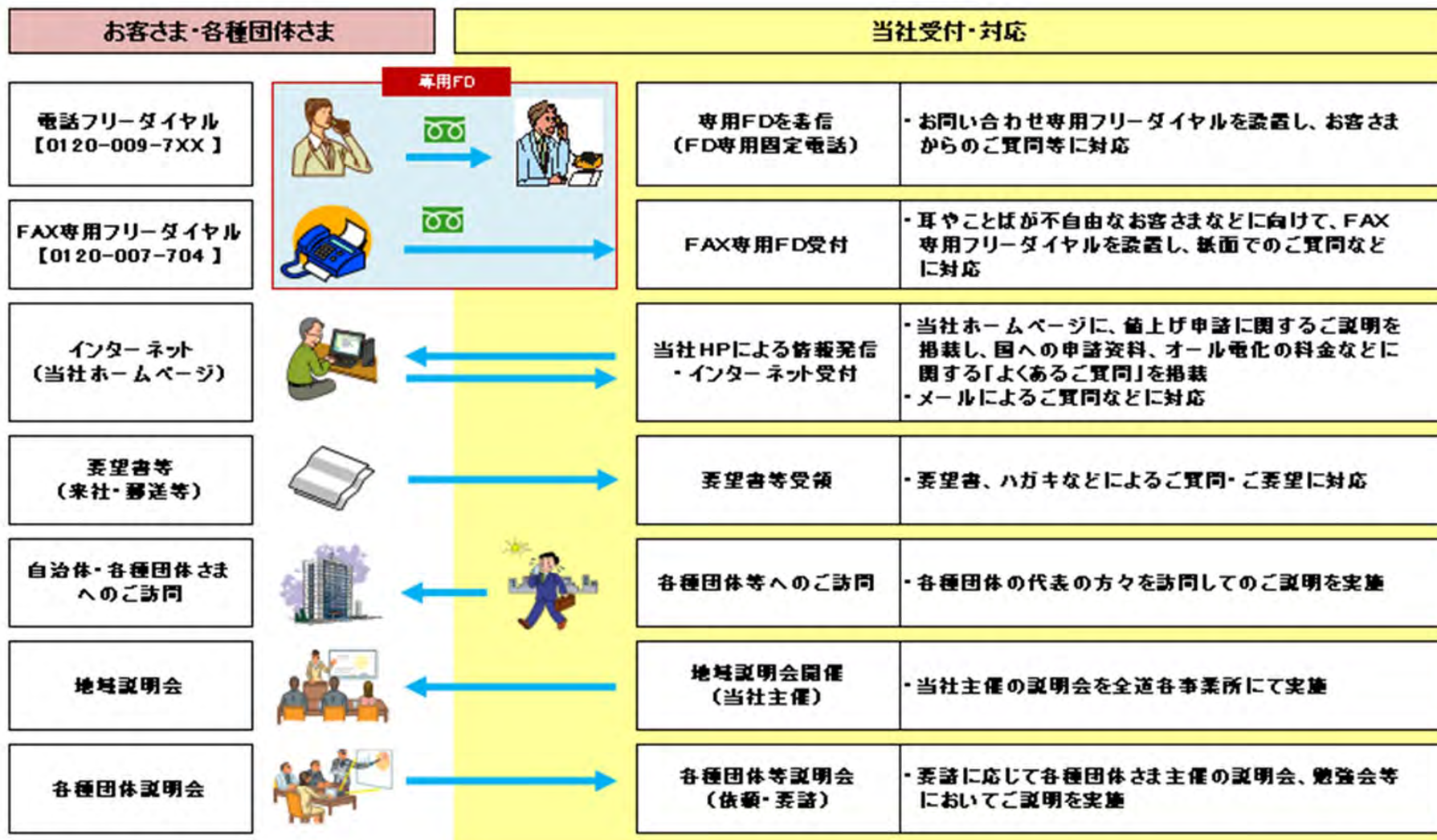
- ご家庭を含む規制部門のお客さまにつきましては、料金値上げの必要性や経営効率化への取り組み状況等に関して、当社ホームページ上でのお知らせの他、検針時などにお知らせをさせていただくとともに、各種団体の皆さまへのご説明や日常業務におけるお客さまとの接点を活用したご説明を実施していく。
- お客さまへのご説明は、値上げの内容に加え、エネルギーの省エネ・節約に関する情報提供もさせていただく。

<p>ご家庭などのお客さま</p>	<p>○検針時の配布チラシを活用し、お客さまへお知らせしています。 検針時のチラシ配布枚数 約260万枚/月</p> <p>○当社ホームページのトップページに「電気料金の値上げに関するお願い」コーナーを設定し、値上げに関する情報をタイムリーに提供するとともに、お客さまご自身の影響額を試算できるサイトを設置しています。 電気料金試算ページアクセス件数 65,386件(6月16日時点)</p> <p>○日常業務でお会いする機会を通じて、パンフレット等のツールを活用し、丁寧なご説明に努めています。</p>
<p>各種団体さま</p>	<p>○自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなどの各種団体さまを個別に訪問し、丁寧にご説明しています。</p> <p>○道内各地域において、説明会を開催し各種団体さまのご意見を伺っています。</p>
<p>お問い合わせへの対応</p>	<p>○値上げに関するご意見・ご質問等の専用窓口(電気料金お問い合わせ専用ダイヤル)を設置し、お問い合わせへの丁寧な対応に努めています。</p> <p>○耳や言葉の不自由なお客さまからのお問い合わせに対応するため、専用FAXを設置し、丁寧な対応に努めています。 電話・FAX等によるお問い合わせ件数 1,498件(6月21日時点)</p>

<p>各種団体等へのご訪問状況 (6月21日時点)</p>	
<p>自治体・地方議員 ・地方議会</p>	<p>489件</p>
<p>消費者団体</p>	<p>111件</p>
<p>経済・産業団体</p>	<p>291件</p>
<p>農漁業団体</p>	<p>190件</p>
<p>その他(官公庁・ ハウスメーカー等)</p>	<p>1,316件</p>
<p>合計</p>	<p>2,397件</p>
<p>説明会におけるご出席団体数 (6月21日時点)</p>	
<p>当社主催説明会</p>	<p>466団体</p>
<p>その他の説明会</p>	<p>66団体</p>
<p>合計</p>	<p>532団体</p>

【参考】お客さまへのご説明方法

- 料金値上げの理由・要因、申請原価の内容・内訳・値上げ率などを含め、お客さまなどからお寄せいただいたご意見、ご質問につきましては、社員が直接ご説明に出向くなど、丁寧な対応に努めている。

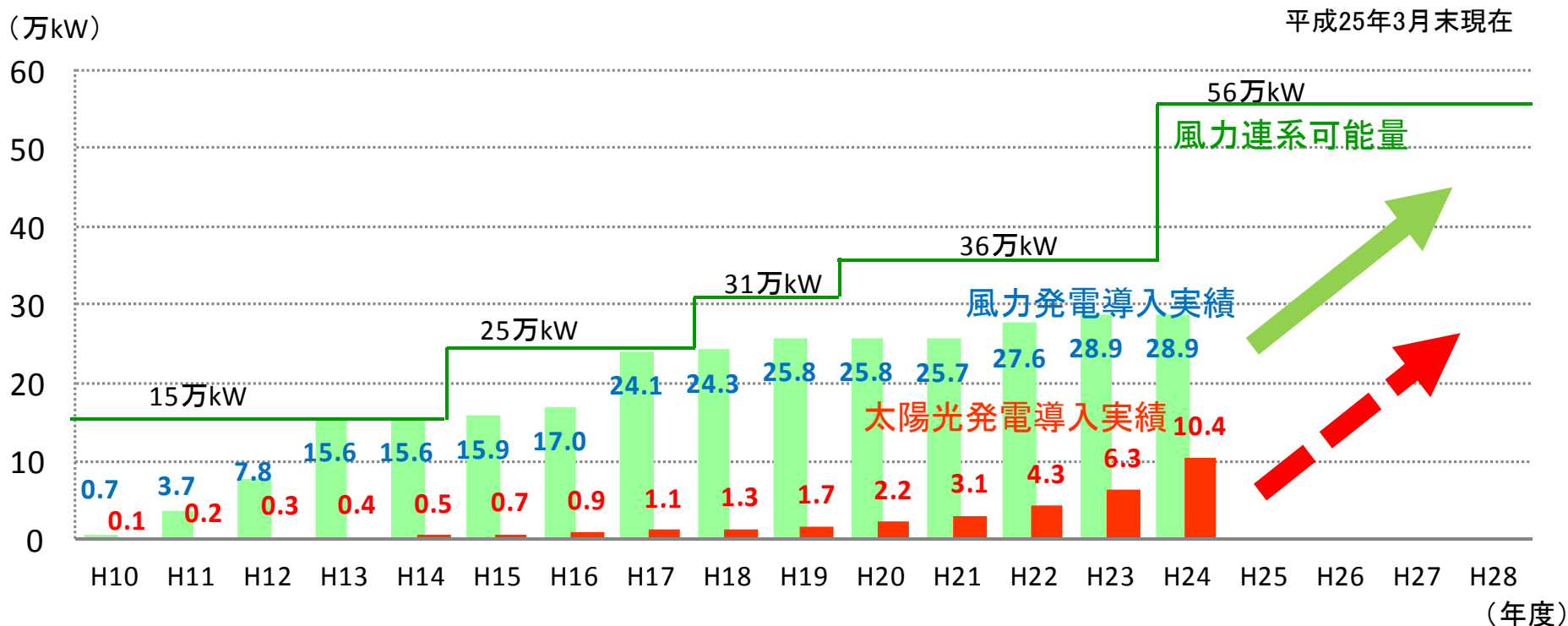


11. 再生可能エネルギー

11. 再生可能エネルギー導入の取り組みと電源構成の考え方

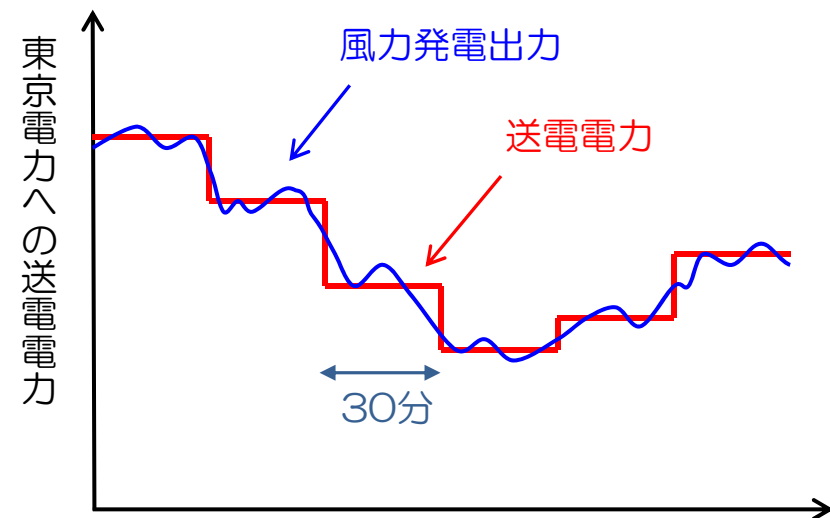
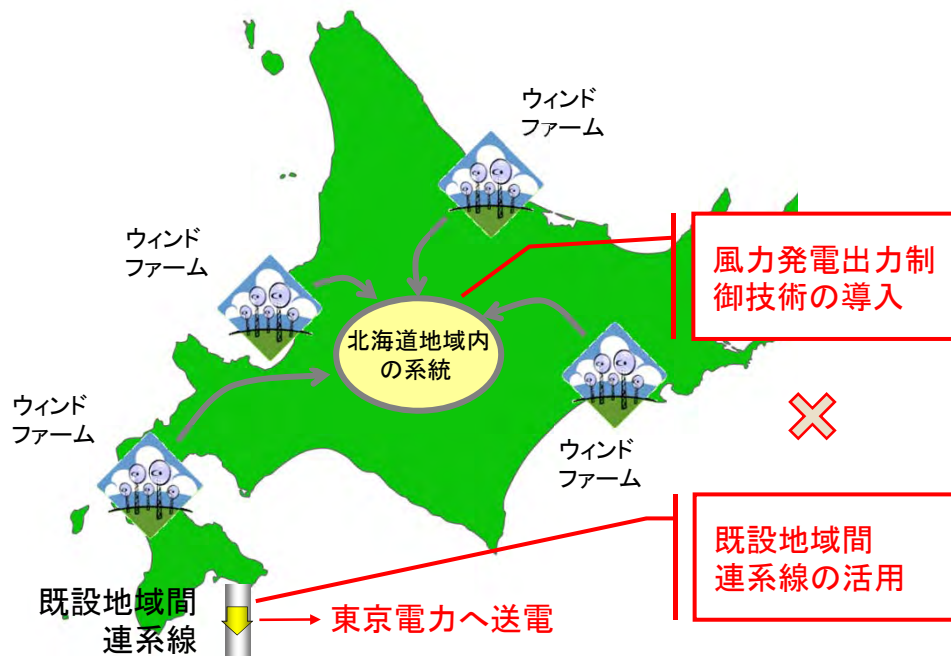
- 再生可能エネルギーについては、電力系統への影響を検証しながら、さらなる普及拡大に向けて取り組んでいく。
- 風力発電と太陽光発電を合わせた中期的な連系可能量は、126万kWまで増加。
- エネルギー資源の乏しい我が国においては、原子力、石炭、天然ガス、水力、再生可能エネルギー等の電源をバランスよく組み合わせた構成とすることが重要。
- 原子力発電は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性、CO₂を排出しないといったメリットがあることから、安全確保を大前提として、引き続き重要な基幹電源のとして活用していく。

【北海道の風力発電・太陽光発電の導入量の推移】



《風力発電導入拡大に向けた実証試験》

- 風力発電の導入拡大に向けた新たな取り組みとして、東京電力(株)と共同で、既設の地域間連系線(北本連系線)を利用した実証試験を実施する計画。
- 風力発電の出力予測にもとづき、地域間連系線を通じて東京電力(株)に電気を送電することにより、東京電力(株)の調整力を活用。
- 本実証試験にあたり、平成23年12月に20万kWの風力発電募集を行い、平成24年12月に実施案件を決定。
- 平成28年度4月から、実証試験を開始する予定。



《メガソーラーの導入に向けた取り組み》

① 稚内メガソーラー 5,020kW

- ・稚内市と共同でNAS電池を併設した大規模太陽光発電の実証試験※を実施

※新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の受託事業。平成23年3月実証試験終了。現在は稚内市が所有



稚内メガソーラー全景



NAS電池
(1,500kW)

② 伊達ソーラー発電所 1,000kW

- ・当社開発の大規模太陽光発電所として、平成23年6月に営業運転を開始



伊達ソーラー発電所全景

12. 需給計画

12. 需給計画における新エネルギー等の状況について

- 新エネルギー等については、これまでの実績に加え、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う契約数の増加を考慮の上、風力、太陽光、バイオマス等からの購入電力量を策定。

【新エネルギー等からの購入電力量について】

原価算定期間(平成25~27年度)における状況は次のとおり。

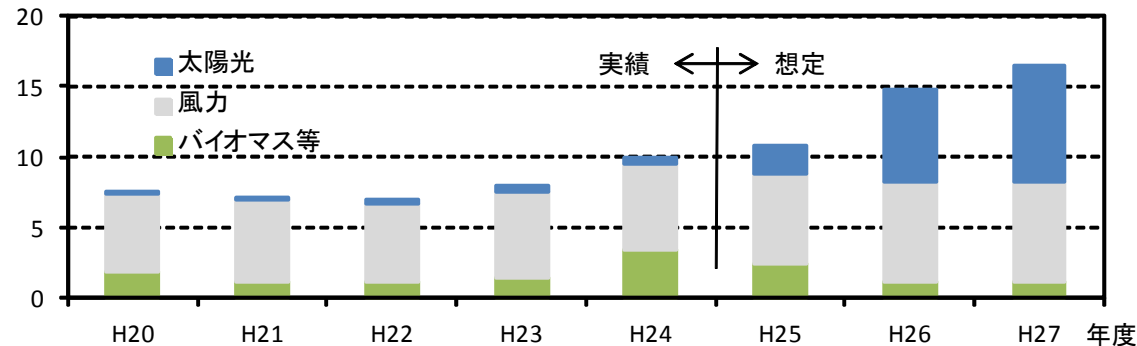
(億kWh)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
新エネルギー等	11	15	16
太陽光	2	7	8
風力	6	7	7
バイオマス等	2	1	1

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

【新エネルギー等からの購入電力量の推移】

単位: 億kWh



13. 子会社

- 子会社(グループ会社)の利益水準は、全産業平均※と同水準。

※法人企業統計ベース

(参考)H24年度売上高当期利益率:1.8%(グループ会社13社計)

- 平成25年度以降は、当社からの取引価格の引下げや競争発注の拡大により、子会社の費用削減に向けた取り組みをより一層推し進めるなど、更なる経営効率化に努めていく。

14. 資産売却

<これまでの取り組み>

- 設備廃止や事業所の統廃合、社宅・寮の廃止などにより不要となった土地・建物を売却。
- 特に平成12年度の電気事業法改正（兼業規制撤廃）後、平成14年度には「宅地建物取引業者」の免許登録を行い、継続的に売却を実施。

<土地・建物の売却実績：平成12年度～平成23年度>

件数	面積	売却額	主な売却物件
約130件	約10.5万㎡	約36億円	・旧ニセコ望岳荘（虻田郡ニセコ町） ・旧伊達営業所（伊達市）

<今後の取り組み>

- 電気事業の運営に直接関連しない資産は山林・原野等の物件が多く、売却可能資産は限定的であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止などにより不要となった土地・建物について順次、売却を進めていく。

件数	面積	売却見込み額（時価ベース）	売却対象物件
約70件	約10.7万㎡	約28億円	・旧設備土地 ・旧事業所 ・旧社宅 など

14-1-(2). 保有資産の売却—有価証券

- これまで、保有する有価証券のうち、当初の投資目的と比較し、投資の必要性が低下し保有意義が薄れたと判断したものについては、市場動向等も勘案のうえ、適宜売却。

<有価証券の売却実績>

(単位:億円)

	売却額	銘柄数
平成13年度	30	1
平成15年度	147	15
平成16年度	25	3
平成19年度	2	3
平成20年度	0.5	3
平成21年度	0.1	1
合計	204	26

15. 北本連系設備

15. 北本連系線増強によるメリットについて

- 北本連系設備は、北海道の系統信頼度向上および東地域3社(北海道・東北・東京電力)の需給不均衡時における相互の緊急応援、周波数の安定維持などを目的に設置。
- 現在60万kWの設備容量を30万kW増強し、合計で90万kWとする計画。
- 北本連系線の増強により、大規模電源脱落時の緊急応援電力量が十分に確保できるようになり、北海道エリアの系統安定性が大きく向上する。

【工事概要】

電圧	250kV(直流)
増加容量	30万kW
着工	平成26年4月
運転開始	平成31年3月

【設備容量】

